扶養手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁　学校総務サービス課 | 　豊能町立中学校の教職員Ａに対する扶養手当について、平成29年４月から平成31年３月までの期間支給漏れがあったことから、当該扶養手当とこれに係る地域手当及び期末手当等が支給されていなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 不支給期間 | 手当の種類 |  既支給額  | 正規支給額 | 不支給額 |
| 平成29年４月から平成31年３月まで | 扶養手当 | 414,000円 | 534,000円 | 120,000円 |
| 平成29年４月から平成31年３月まで | 地域手当 | 1,456,353円 | 1,469,553円 | 13,200円 |
| 平成29年６月、12月平成30年６月、12月 | 期末手当 | 3,332,806円 | 3,361,666円 | 28,860円 |
| 平成31年２月 | 給料（所要の調整） | -50,568円 | -50,962円 | -394円 |

 | 検出事項について、当該校に対して、速やかに是正措置を講じるよう指示するとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われるよう指導されたい。また、市町村立学校教職員の手当認定事務手続に係るチェック機能を強化されたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例】（扶養手当）第13条４　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。（地域手当）第13条の２２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。一　大阪府の区域　100分の11（給料（所要の調整））　所要の調整は、平成31年２月の給与条例の一部改正に伴うもの。【職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例】（期末手当）第２条４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 |

 | 指摘された職員の扶養手当については、職員の給与に関する条例及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例に基づき、令和元年８月に追給の措置を講じた。市町村立学校教職員の手当認定事務手続に係るチェック機能の強化に向けた取組は以下のとおりである。１　該当校に対し、扶養手当の入力及び支給額の確認等の周知徹底を図った。２　市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を通知するとともに、その所管に属する学校に対し、給与支給の適正化について周知徹底を図った。３　認定権者である学校長を対象とした研修において、今回の監査結果を周知するとともに、給与支給における校長の果たすべき役割を再認識し、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。４　事務担当職員研修の際に、今年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、学校長と協力し円滑な給与支給事務に取り組むよう指導した。５　学校長に対し、３手当が認定した届どおり適正に支給されているか確認を行うこと及び職員本人においても、手当が適正に支給されているか確認するよう周知することを通知し、支給額の適正化を図った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）